様式第3号（第7条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　身延町長　　　　　　　　　印

ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付決定通知書

　　　年　　月　　日付けで、申請のありましたブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付申請書を審査したところ、適正と認められるので、身延町ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

　　1　交付決定額　　　　　　　　　　　　円

　　2　所在地　　　身延町

　　3　道路種別　　　・避難路等　　　・重要路線

　　4　事業区分　　　・除　却　　　　・耐震改修

5　交付の条件

　　　(1) 施工箇所・内容変更・経費の額の変更、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、町長の承認を得なければならない。

　　　(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに町長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。

　　　(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書その他の収支を証する書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

　　　(4) 耐震改修により取得した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部について町への納付を命じることがある。

　　　(5) 耐震改修により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。